

## 石川県条例第六号

石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、石川県特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかった義務に係る免責について定めるものとする。

(石川県特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全を図るための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を石川県特定非常災害として規則で指定するものとする。この場合において、当該規則には、当該石川県特定非常災害が発生した日を石川県特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の規則においては、次条以下に定める措置のうち当該石川県特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならぬ。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を規則で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る条例、規則、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百三十八条の四第二項の規程、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条の企業管理規程又はこれらに基づく告示(以下「条例等」という。)

の施行に関する事務を所管する県の機関(石川県行政手続条例(平成七年石川県条例第三十三号)第二条第七号に規定するものをいう。以下同じ。)の長は、石川県特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、石川県特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 条例等に基づく行政庁の処分(石川県特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が石川県特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 条例等に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する県の機関等(県の機関及び石川県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年石川県条例第三十七号)第二条の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町の機関

をいう。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が石川県特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の県の機関等(以下「行政庁等」という。)は、石川県特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の県の機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに新たに規則で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 石川県特定非常災害発生日以後に条例等に規定されている履行期限が到来する義務(以下

「特定義務」という。)であつて、石川県特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。

以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、規則で、石川県特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が石川県特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条例等の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。この場合において、当該特定義務が当該期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が石川県特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。